

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）…………… 1

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）…………… 4

○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（無線局に関する情報の公表等）

第二十五条 総務大臣は、無線局の免許又は第二十七条の二十一第一項の登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第三項第七号に規定する終了促進措置を行うおととする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

（手数料の徴収）

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 第六条の規定による免許を申請する者

二 第十条の規定による検査を受ける者

三 第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたた

め第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）

- 四 第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
- 五 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
- 六 第二十七条の三の規定による免許を申請する者
- 七 第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者
- 八 第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者
- 九 第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者
- 十 第三十七条の規定による検定を受ける者
- 十一 第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
- 十二 第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求めめる者
- 十三 第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証を求めめる者
- 十四 第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者
- 十五 第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者
- 十六 第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
- 十七 第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
- 十八 第四十一条の規定による免許を申請する者
- 十九 第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者
- 二十 第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
- 二十一 第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
- 二十二 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者

二十三 第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者

二十四 第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十五 前条第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第二百二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 第一項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に納められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

情報の提供の方法	情報提供手数料 (単位円)
一 用紙に出力したものの交付	一、三〇〇
二 フレキシブルディスクカートリッジ (日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付	一、一五〇
三 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一、二〇〇